政令第百十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の二第三項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「三月」を「一月」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第二十一条の規定は、平成二十七年度以後の年度分として支給する在宅就業障害者特例報奨金の額の算定について適用し、平成二十六年度以前の年度分として支給する在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の額の算定については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十四号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第二項、第十一条第三項（同法第十三条第二項及び第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条、第九十一条及び第九十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令

第三条中「第四十五条」を「第九十三条」に改め、同条を第七条とする。

第二条第五項中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「法第九十一条の第一種フロン類充塡回収業者」に、「回収の業務」を「充塡、回収若しくは再生の業務」に改め、「立ち入り、」の下に「第一種特定製品へのフロン類の充塡及び」を加え、「充てんされている」を「充塡されている」に、「及びその」を「、法第五十条第一項の第一種フロン類再生施設等並びにこれらの」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6　都道府県知事は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、第一種特定製品の管理者の事務所若しくは事業所又は法第十六条第一項の管理第一種特定製品を設置する場所に立ち入り、当該管理第一種特定製品及び関係帳簿書類を検査させることができる。

第二条第一項中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、「立ち入り、」の下に「法第六十三条第二項第四号の」を加え、同項を同条第五項とし、同条に第一項から第四項までとして次の四項を加える。

主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、フロン類の製造業者等の事務所又は事業所に立ち入り、その製造等に係るフロン類、当該フロン類の製造等に係る施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させ、又は試験のため必要最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

2　主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、指定製品の製造業者等の事務所又は事業所に立ち入り、その製造等に係る指定製品、当該指定製品の製造等に係る施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

3　主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充塡回収業者の事務所又は事業所に立ち入り、関係帳簿書類を検査させることができる。

4　主務大臣は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、法第九十一条の第一種フロン類再生業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の再生の業務を行う場所に立ち入り、法第五十条第一項の第一種フロン類再生施設等及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第二条を第六条とする。

第一条第五項中「第四十三条」を「第九十一条」に、「第二十三条及び第二十四条第二項から第五項まで」を「第四十八条並びに第四十九条第一項、第二項、第四項、第六項及び第七項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同項第二号を同項第七号とし、同号の前に次の四号を加える。

三　充塡証明書の交付に関する事項

四　法第三十八条第一項の登録に関する事項

五　回収証明書の交付に関する事項

六　法第四十条第一項の登録に関する事項

第一条第五項第一号中「、回収又は運搬」を「又は回収」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　フロン類の充塡の実施の状況

第一条第五項を同条第十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

17　都道府県知事は、法第九十一条の規定により、法第四十九条第五項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その登録を受けた第一種フロン類充塡回収業者に対し、フロン類の充塡又は回収の実施の状況に関し報告を求めることができる。

18　都道府県知事は、法第九十一条の規定により、法第四十九条第五項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その登録を受けた第一種フロン類充塡回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）に対し、フロン類の運搬の実施の状況に関し報告を求めることができる。

第一条第四項中「第四十三条」を「第九十一条」に、「第二十四条第一項、第二項及び第五項」を「第四十九条第三項、第四項及び第七項」に改め、同項第一号中「第十九条の三第四項」を「第四十三条第四項」に改め、「フロン類の引渡しの再委託について承諾する旨を記載した」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第三項中「第四十三条」を「第九十一条」に、「第二十三条並びに第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項」を「第四十八条並びに第四十九条第三項、第四項、第六項及び第七項」に改め、同項第二号中「第十九条の三第一項に規定する」を「第四十三条第一項の」に改め、同項第四号中「第十九条の三第四項に規定するフロン類の引渡しの再委託について承諾する旨を記載した」を「第四十三条第四項の」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の前に次の一項を加える。